

## 5. 該非判定不要の貨物（輸出令別表第1の1から15までの項から除外されるもの）

「運用通達」の1-1（7）（イ）では、輸出令別表第1に該当の貨物であっても規制から除外されるものが規定されている。下に「運用通達」を抜粋する。

（「運用通達」から抜粋）

### 1-1 輸出の許可

#### (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可

##### (イ) 輸出令別表第1の解釈

輸出令別表第1の解釈は、次の表（\*注）に掲げるところにより行う。

（略）

ただし、輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物であっても、他の貨物の部分をなしているもの（ただし、輸出令別表第1の8の項に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条において「他の装置に内蔵されたもの」とされている場合を除く。）であって、当該他の貨物の主要な要素となっていない又は当該他の貨物と分離しがたいと判断されるものは、以下の場合を除き、輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱う。

- ① 輸出令別表第1の1の項(3)若しくは(13)に掲げる貨物、又は、2の項(3)に掲げる貨物であって貨物等省令第1条第三号に該当するもの若しくは4の項(6)に掲げる貨物であって貨物等省令第3条第七号に該当するものが、当該他の貨物に混合されている場合
- ② ①以外の貨物であって、当該貨物が当該他の貨物に混合されていてその主要な要素となっており、当該他の貨物がその状態で当該貨物の用途に用いることができる場合

（注1）他の貨物の部分をなしているとは、ある特定の他の貨物の機能の一部を担っており、かつ、当該他の貨物に正当に組み込まれ又は混合された状態をいう。この場合であって、出荷に際し、輸送上の理由等により暫時分離するものについては、他の貨物の部分をなしているものと判断される。また、他の貨物が機能するために全く必要のないものや、通常の出荷時とは異なる過剰なスペックのものを取り付ける等、正当に組み込まれ又は混合されたものでない場合においては、他の貨物の部分をなしているものと判断されない。

（注2）他の貨物の主要な要素となっているか否かについては、量、価額などを考慮して判断するものとする。組み込まれ又は混合されている貨物の価額（輸出令別表第1における項の番号の下の括弧レベル毎に貨物を分類し、組込先又は混合先の他の貨物の中に同一の分類となる複数の貨物が含まれる場合には、それらを合計する）が組込先又は混合先の他の貨物の価額の10%を超えない場合、組み込まれ又は混合されている貨物は組込先又は混合先の他の貨物の主要な要素となっていないと判断される。価額は、初期製造時の市場価格を元に判断することを基本とする。

（注3）電子部品にあつては、半田付けの状態にある場合には、他の貨物と分離しがたいと判断される。

（\*注）：いわゆる「輸出令別表第1（これに基づく貨物等省令を含む。）中解釈を要する語」（「運用通達の解釈」）

次項の「他の貨物の部分をなしているもの」の許可要否判断フロー図を参照。